



島根県報

平成30年9月21日（金）

号外 第 124 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

（建 築 住 宅 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第80号）

1 規則の概要

- (1) 建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請に係る添付図書等を定めることとした。（第14条の2関係）
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理及び引用する条項の整理
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年9月25日から施行することとした。

規

則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第80号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「がけ」を「崖」に改める。

第14条第1項第1号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号ウ及びエ中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第14条の3第1項第1号ウ及びエ中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条を第14条の4とする。

第14条の2第1項第4号中「がけ」を「崖」に改め、同条を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請に係る添付図書等）

第14条の2 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 省令第10条の3第1項第1号に規定する道である場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長及び幅員）を明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）

エ 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

オ 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(2) 省令第10条の3第1項第2号に規定する道である場合 次に掲げる図書

ア 前号アからオまでに掲げる図書

イ 道の敷地に係る土地の登記事項証明書（地番及び権利者が明示されていること。）

ウ 道の敷地に係る土地の公図の写し（地番が明示されていること。）

エ 擁壁等の安定計算書（採用した計算規準、設計条件及び安定計算の結果を明示すること。）

オ 二次製品の仕様書（使用する製品が明示されていること。）

- カ 計画平面図（縮尺、方位、道の範囲の境界の位置、境界の標示方法（側溝、縁石、境界杭、鋸、プレート等）、道の範囲の丈量図、道の幅員、延長及び隅切形状、転回広場の位置、形状及び間隔、道の周辺の土地利用計画（宅地の区割図及び面積）、条例第4条に規定する崖付近の建築物に係る適合性（周辺の土地の利用範囲を含む。）、擁壁の位置及び構造、道が接続する道路の路線名及び有効幅員、道、道が接続する道路及び周辺の土地利用の部分の高さ並びに排水計画を明示すること。）
- キ 地積測量図（道の範囲の全体及び地番ごとの面積が明示されていること。）
- ク 標準断面図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配並びに舗装構成、側溝及び道の境界線を明示すること。）
- ケ 横断面図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配を明示すること。）
- コ 縦断面図（道の延長及び勾配並びに転回広場の間隔を明示すること。）
- サ 擁壁等の構造図（擁壁の寸法及び構造を明示すること。）
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。
- 3 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。
- 4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4の2第1項の認定関係規定による認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。
- 第15条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。
- 第15条の2、第16条及び第19条の2第1項中「第10条の4の2」を「第10条の4の2第1項」に改める。
- 様式第12号及び様式第12号の2中「第14条の2関係」を「第14条の3関係」に改める。
- 様式第12号の3及び様式第12号の4中「第14条の3関係」を「第14条の4関係」に改める。

附 則

この規則は、平成30年9月25日から施行する。